【参考資料】

議案第５８号　朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

１　提案する理由

令和８年８月７日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給月数等、所要の改正を行うもの。

２　改正内容

（１）給料表の改定

給料月額を平均３．２６４パーセント（１１，１２４円）引き上げる。

（２）期末・勤勉手当の改定

令和８年１２月期の支給月数を期末手当・勤勉手当共に０．０２５月分引き上げ、合計０．０５月分引き上げる。令和９年度以降は６月期と１２月期の支給月数が均等になるよう改める。（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）についても０．０５月分の引上げ）

また、期末・勤勉手当の役職加算について、職務給の原則に基づき、職務の級が４級以上であるものに限り対象となるよう改める。

①令和８年１２月期の期末・勤勉手当を０．０５月分引き上げる。

	期末手当		勤勉手当	
	現行	改定後	現行	改定後
一般職員（特定管理職員以外）	１．２６２５月	１．２８７５月	１．０６２５月	１．０８７５月
特定管理職員（６級以上）	１．０６２５月	１．０８７５月	１．２６２５月	１．２８７５月
再任用職員（特定管理職員以外）	０．７１２５月	０．７３７５月	０．５１２５月	０．５３７５月
再任用職員（特定管理職員）	０．６１２５月	０．６３７５月	０．６１２５月	０．６３７５月

※期末・勤勉手当の年間支給月数は、一般職員及び特定管理職員が４．６５月から４．７月、再任用職員が２．４５月から２．５月となる。

②令和９年度以降の６月期と１２月期の期末・勤勉手当の支給月数を各期が均等になるよう改める。

【期末手当】

	改定前（※上記①改定後）		改定後（令和８年度以降）	
	６月期	１２月期	６月期	１２月期
一般職員（特定管理職員以外）	１．２６２５月	１．２８７５月	１．２７５月	１．２７５月
特定管理職員（６級以上）	１．０６２５月	１．０８７５月	１．０７５月	１．０７５月
再任用職員（特定管理職員以外）	０．７１２５月	０．７３７５月	０．７２５月	０．７２５月
再任用職員（特定管理職員）	０．６１２５月	０．６３７５月	０．６２５月	０．６２５月

【勤勉手当】

	改定前（※上記①改定後）		改定後（令和８年度以降）	
	６月期	１２月期	６月期	１２月期
一般職員（特定管理職員以外）	１．０６２５月	１．０８７５月	１．０７５月	１．０７５月
特定管理職員（６級以上）	１．２６２５月	１．２８７５月	１．２７５月	１．２７５月
再任用職員（特定管理職員以外）	０．５１２５月	０．５３７５月	０．５２５月	０．５２５月
再任用職員（特定管理職員）	０．６１２５月	０．６３７５月	０．６２５月	０．６２５月

３　規定内容

＜改正条例第１条の規定＞

第１６条第２項　一般職員及び特定管理職員について、期末手当の支給月数を引き上げるもの。

第１６条第３項　再任用職員について、期末手当の支給月数を引き上げるもの。

第１８条第２項　一般職員、特定管理職員及び再任用職員について、勤勉手当の支給月数を引き上げるもの。

別表第１　行政職給料表について改正を行うもの。

＜改正条例第２条の規定＞

第１６条第２項　一般職員及び特定管理職員について、期末手当の支給月数の配分を改めるもの。

第１６条第３項　再任用職員について、期末手当の支給月数の配分を改めるもの。

第１６条第５項　役職加算について、職務の級が４級以上であるものに限り

対象となるよう改めるもの。

第１８条第２項　一般職員、特定管理職員及び再任用職員について、勤勉手当の支給月数の配分を改めるもの。

４　施行期日等

（１）施行日

公布の日

※ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日

（２）適用日

①給料表の改定

令和８年４月１日に遡及して適用する。

②令和８年１２月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

令和８年１２月１日に遡及して適用する。

担当

総務部職員課給与厚生係

電話４６３－３１９６